

うるま市信用保証料助成金交付規程

平成23年3月31日

告示第41号

うるま市信用保証料補助金交付規程(平成17年うるま市告示第100号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の中小企業の育成及び振興を図るため、沖縄県中小企業振興資金融資制度要綱(平成17年3月31日制定)に規定する沖縄県小規模企業対策資金に必要な信用保証料(以下「保証料」という。)に対し、この告示に定めるところにより予算の範囲内で助成金を交付する。

(保証料の助成対象資金)

第2条 保証料助成の対象となる資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 運転資金
- (2) 設備資金

(助成金交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、うるま市信用保証料助成金交付申請書(様式第1号)を当該融資完了年度内に市長に提出しなければならない。

2 前項の期間内に助成金交付申請がない場合は、助成の対象としない。

(助成の対象者)

第4条 保証料の助成を受けることができる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 沖縄県小規模企業対策資金を借り入れ、沖縄県信用保証協会に保証料を払い込んだ者
- (2) 事業主が本市において前年度の1月1日までに住民基本台帳に記録され、引き続き居住している者
- (3) 本市に事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる者
- (4) 市税の滞納がない者

(助成金の確定)

第5条 市長は、第3条に提出された書類等に基づき審査し適当と認めたときは、うるま市信用保証料助成金交付確定通知書(様式第2号)により通知する。

(助成額)

第6条 保証料の助成額は、毎年度1企業者について沖縄県信用保証協会に払い込まれた保証料に対して、次に掲げるところにより市長が定める額とする。

保証料の払い込まれた額の50パーセント以内 上限10万円

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金を受けた者に対し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

うるま市長 様

代表者(申請人)

住所

氏名

印

事業所

住所

事業所名

印

電話

うるま市信用保証料助成金交付申請書

うるま市信用保証料助成金交付規程に基づき、保証料助成金の交付を下記のとおり申請
します。

記

1 融資年月日 年 月 日

2 融資金額 金 円

3 保証期間 自 年 月 日

至 年 月 日

4 保証料 金 円

5 保証料助成金 金 円

6 取扱金融機関

7 添付書類 個人：住民票抄本・印鑑証明書・完納証明書・

信用保証料領収書の写し

法人：住民票抄本（代表者）・印鑑証明書(事業所)・定款の写し・

信用保証料領収書の写し・完納証明書（代表者・事業所）

その他関係書類

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

様

うるま市長 印

うるま市信用保証料助成金交付確定通知書

年 月 日に申請のあったうるま市信用保証料助成金を下記のとおり、
確定したので通知します。

記

1 助成金交付及び確定額 金 円

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第5条関係)